

令和 6 年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（令和5年6月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）に基づき、令和6年度の実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

この計画の計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 事後評価

(1) 実績評価方式による評価等

基本計画第6の3(1)アで定める政策の体系は別紙1のとおりとし、基本目標1業績目標3、基本目標2業績目標1、基本目標3業績目標1及び2、基本目標4業績目標3、基本目標5業績目標1及び3、基本目標6業績目標1並びに基本目標7業績目標1について令和5年度を評価期間とする評価書を作成する。

なお、別紙1の業績目標のうち評価書を作成しないものについては、モニタリング（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に定める実績の測定をいう。以下同じ。）を実施することとするが、モニタリングの結果等により評価を実施する必要があると認められる場合には、この限りでない。

(2) 事業評価方式による評価

令和6年度においては、別紙2の規制について、令和5年度までを評価期間とする評価書を作成する。

3 事前評価

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、随時必要に応じて実施する。

政策の体系

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進
- 業績目標 2 現場執行力の強化
- 業績目標 3 子供の性被害防止対策の推進
- 業績目標 4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪等の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標 3 組織犯罪対策の推進

- 業績目標 1 犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進
- 業績目標 3 国際組織犯罪対策の推進

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者等の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施
- 業績目標 3 災害への的確な対処
- 業績目標 4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 6 デジタル社会の安全・安心の確保

- 業績目標 1 サイバー事案対策の推進
- 業績目標 2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

基本目標 7 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 8 警察活動の基盤の強化

- 業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化
- 業績目標 2 警察情報通信基盤の強化

※ 下線は令和 6 年度に評価を実施する施策

別紙 2

令和 6 年度事業評価方式による評価項目

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により緩和された規制
 - ・ 風俗営業の許可の基準
 - ・ 風俗営業の管理者の欠格事由
 - ・ 特定遊興飲食店営業の許可の基準
 - ・ 特定遊興飲食店営業の管理者の欠格事由
 - ・ 古物営業の許可の基準
 - ・ 古物営業の管理者の欠格事由
 - ・ 質屋営業の許可の基準
 - ・ 警備業の認定の基準
 - ・ 警備員の基準
 - ・ 警備員指導教育責任者資格者証の交付の基準
 - ・ 機械警備業務管理者資格者証の交付の基準
 - ・ インターネット異性紹介事業の欠格事由
 - ・ 探偵業の欠格事由
 - ・ 確認事務の委託の登録基準
 - ・ 駐車監視員資格者証の交付の基準
 - ・ 運転代行業務従事者の基準
 - ・ 自動車運転代行業の認定の基準

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）により新設又は緩和された規制
 - ・ 使用条件を満たさない場合における自動運行装置の使用禁止
 - ・ 作動状態記録装置による必要な情報の記録及びその記録の保存義務の新設
作動状態記録装置の記録の提示
 - ・ 自動運行装置使用中の運転者に対する携帯電話使用等の禁止の解除
 - ・ 免許の効力の仮停止の対象行為の追加

- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）により緩和された規制
 - ・ 自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の政令で定める最高速度の改正

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第133号）により緩和された規制
 - ・ 自動車運転代行業の認定の基準
 - ・ 自動車運転代行業の認定の基準
 - ・ 特例施設占有者の欠格事由

- 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和3年政令第172号）により緩和された規制
 - ・ ミニカーの積載の制限に係る規定の見直し
 - ・ 小型特殊自動車の積載の制限に係る規定の見直し